（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条　法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条　法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（同条において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2　総務大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条　法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条　法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（総務大臣への報告）

第七条　電気通信事業者は、第二条第一号ロに掲げる者に該当することとなった場合には、様式第四により、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならない。同号ロに掲げる者に該当しなくなった場合も、同様とする。

2　メッセージサービスを提供する電気通信事業者であって、当該メッセージサービスを国等のメッセージサービス事務の用に供するものは、毎年度経過後一月以内に、当該年度における一月当たりの当該メッセージサービスの提供を受けた利用者の数の平均が次に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当する場合は、様式第五により、その該当する区分を総務大臣に報告しなければならない。ただし、当該年度における当該利用者の数の平均の該当する区分が、当該メッセージサービスについてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一　五千万以上六千万未満

二　六千万以上

（立入検査の証明書）

第八条　法第五十八条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にメッセージサービスを提供する者であって、当該メッセージサービスを国等のメッセージサービス事務の用に供するものに対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「毎年度経過後」とあるのは「この省令の施行の日から起算して」と、「当該年度」とあるのは「当該日を含む年度の前年度」とする。

様式第一（第三条関係）

第　　号

指定通知書

年　　月　　日

殿

総務大臣

（公印省略）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第50条第1項の主務省令で定める基準に該当する者であることから、同項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業の種類	
指定をした年月日	